

# 国立大学法人埼玉大学における企業との共同研究による 発明等の取扱いに関する方針

平成31年3月22日  
研究機構長裁定

本方針は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）と企業との共同研究の成果により得られた発明及び発明から得られる権利（以下「発明等」という。）の取扱いに関し、本学の基本的な考え方を示すものである。

## 1. 権利の帰属（持分）について

発明等は、本学及び共同研究の相手先企業（以下「パートナー企業」という。）に所属する各発明者の発明の貢献度により、その帰属及び持分を決定する。

## 2. 発明等の活用に関する協議について

本学は、発明等の活用に関し、次の①から⑤までの考えに基づき、パートナー企業と協議する。

### ① 発明等の活用に関する意向の尊重

当該発明等は、パートナー企業との共同研究の成果として得られたものであることから、その活用に関しては、パートナー企業の意向を尊重する。

### ② 第三者へのライセンス活動

大学は、研究成果を知的財産権の形で自ら主体的に管理し、効果的に社会に還元していくことが求められており、その責務を果たすべく、本学は、パートナー企業の意向を尊重しつつ、第三者へのライセンス活動を行う。

### ③ 発明等に係る出願等費用の負担

国立大学法人である本学は、民間企業と異なり、自ら商品化又は事業化して利益を得ることはないから、当該発明等を活用するパートナー企業に対し、本学の知財貢献に係る対価として、当該発明等に係る出願等費用の負担を求める。

### ④ 不実施補償及び特許法第35条に定める「相当の利益」の支払

上記③のとおり、本学は自ら商品化又は事業化して利益を得ることができないことから、パートナー企業に対し、当該発明等の実施により得た収益の一部について、本学の貢献度に応じた還元（不実施補償）を求め、本学は、それを原資として特許法第35条に定める「相当の利益」を本学発明者へ補償金として支払う。

#### **⑤ 共同研究に係る経費負担**

パートナー企業にあっては、共同研究遂行のための共同研究経費を、本学にあっては、共同研究に関する研究者等の人件費並びに研究設備等の維持、管理及び充実に関する費用を負担する。

### **3. 共同出願契約等の締結について**

本学は、発明が創出された場合は、パートナー企業と協議のうえ、実施の条件等を共同出願契約等で定める。

### **4. 発明等の独占実施及び非独占実施について**

発明等をパートナー企業が独占実施又は非独占実施する場合は、原則として次の①及び②のとおりとする。なお、実施許諾契約については、パートナー企業と協議のうえ、締結する。

#### **① 独占実施**

パートナー企業が当該発明等の独占実施を希望した場合は、それを承認する。ただし、一定の期間が経過しても、パートナー企業による当該発明等の実施が見込めない場合は、本学は、第三者に当該発明等の実施許諾ができる。

#### **② 非独占実施**

パートナー企業が当該発明等の非独占実施を希望した場合は、本学は、第三者に当該発明等の実施許諾ができる。なお、非独占実施の場合であっても、第三者が当該発明等を実施することが困難な場合は、パートナー企業による独占実施とみなす。

以上